

滋賀県立高島高等学校第2本館棟南面庇修繕業務 仕様書

1 業務名

滋賀県立高島高等学校第2本館棟南面庇修繕業務

2 業務内容の概要

第2本館棟南面庇修繕業務

- (1) 第2本館棟南面の庇軒裏および見付について、クラック、欠損および浮き等の補修を行う。
- (2) 上記補修後、C-1の上リシン吹付及び複層塗材E改修を行う。
- (3) 屋上庇上部にウレタン塗膜防水改修を行う。

※別添図面等および写真を御参照ください。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

4 履行場所

滋賀県立高島高等学校

滋賀県高島市今津町今津1936番地

5 施 工

<一般共通事項>

(1) 施工基準

本業務は、本仕様書、図面等を遵守し、完全に施工すること。なお仕様書および図面に記載されていない事項は、すべて下記図書（最新版）を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事、電気設備工事、機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事、機械設備工事編）

(2) 材料の規格

本業務に使用する材料は、全て設計図書（修繕機器等一覧）に定める所要の品質および性能を有するものとし、JIS 又は JAS のマーク表示のないもの等は担当職員と協議のうえ承諾されたものを使用しなければならない。また、建築材料等は極力県内産品を選定すること。

(3) 業務可能時間

原則として、業務の実施時間は8:30~17:00とし、担当職員との協議により日程調整を行うこと。担当職員との協議により作業時間の変更は可能とする。施設運営上、作業ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

(4) 業務の着手

- ①契約締結後、担当職員に学校行事等を確認したうえで施工工程表を作成提出し、十分に協議調整を行い、業務に着手すること。
- ②業務の施工方法、機器の搬入時期、搬入方法等は全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。特に騒音・振動を伴う作業については、日程を十分に協議調整すること。
- ③業務の施工に伴い既存構造物の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと実施しなければならない。
- ④本業務に関連する他の工事や点検がある場合、担当職員と連絡を密にし、相互に協力しあい、円滑に実施すること。

(5) 施工内容の確認書類

全ての作業完了後、業務写真を履行期限までに提出すること。業務写真はカラーとし、着工前、材料のメーカー名・型番・メーカー名・型番・使用期限、業務中、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(6) 安全対策

- ①車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めるとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、業務全般に万全の対策を構ずること。
- ②資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、担当職員や施設管理者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

(7) 公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。

(8) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(9) 危険物等の保管

危険物等については、業務現場に放置することなく、保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

(10) 事前調査

- ①大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。
- ②石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査等有資格者によるものとする。
- ③事前調査結果は書面で発注者に説明すること。
- ④事前調査結果を作業所に備え付け、事前調査結果および作業内容等の掲示すること。
- ⑤工事に係る部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の改修工事等の事前調査を実施したときは、その結果を工事開始までに石綿事前調査報告システムにより労働基準監督署および県（大津市内は大津市）に報告するとともに、発注者に書面で報告すること。

(11) 法令順守

関係法令を順守し、必要に応じ所管署等への届出等を適正に行うこと。

(12) 損害

本業務によって本校の施設、設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任と負担でこれを処理すること。

(13) その他

- ①日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ②作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。
- ③作業に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。
- ④本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。
- ⑤各種下請業者、製造所等県下で供給できるものについては、極力県内業者を選定すること。
- ⑥作業用水、作業用電力は構内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- ⑦安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。
- ⑧この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

<詳細事項>

(1) 施工数量調査

施工に先立ち軒裏、見付の劣化部分の劣化調査（目視、打診、マーキング）を行い、報告書を作成すること。調査の結果、仕様書等の劣化部補修数量に変更が生じる場合は、別途協議するものとする。

(2) アスベストの事前調査

本校が事前に行った分析によるアスベスト含有調査において、軒裏および見付の上塗材、下地調整剤にアスベストの含有はなかった。受注者には本校が行った分析結果を提供する。

(3) 現地確認について

見積りに必要な数量等は現地で確認すること。現地確認のために来校する際は、事前に当校に連絡し日程調整を行うこと。

6 問い合わせ先

滋賀県立高島高等学校 事務室

住 所：高島市今津町今津1936番地

電 話：0740-22-2002

FAX：0740-22-4837